

高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員候補者推薦に当たって

高等専門学校等において教育研究又は運営等に従事しており、高等専門学校評価に理解と意欲がある教授職の教員の御推薦をお願いいたします。

また、次の点についても御留意いただきますようお願いいたします。

- ①高等専門学校運営等に豊富な経験を有する方を加えるよう配慮してください。
- ②国際的な教育研究活動実績や大学等の評価活動実績を考慮してください。
- ③特定の高等専門学校、地域に偏らないようにしてください。
- ④女性候補者の推薦について配慮をお願いします。

※ 今回御推薦をお願いする候補者は、令和7年度実施分の認証評価を御担当いただきます。そのため、令和7年度に受審を予定している高等専門学校からは専門委員を選出いたしません。

なお、関係諸団体から候補者を御推薦いただいた上で、申請のあった高等専門学校の数やその学科構成等を考慮しながら選考を行う予定としており、御推薦いただいた候補者に専門委員をお願いすることができない場合があります。

○その他

- ・高等専門学校機関別認証評価の概要については、当機構のウェブサイト (https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/) を御参照ください。
- ・御推薦をいただいた専門委員候補者の個人情報、専門委員の選考のためにのみ利用します。この目的以外に取得した個人情報を利用することはいたしません。

高等専門学校機関別認証評価実施大綱の概要

1 評価の目的

高等専門学校からの求めに応じて機構が実施する高等専門学校機関別認証評価は、以下のことを目的としています。

- (1) 高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- (2) 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上を促進し、個性を伸長すること。
- (3) 高等専門学校の教育研究活動等の状況について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の基本的な方針

- (1) 高等専門学校評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 個性の伸長に資する評価
- (4) 内部質保証の重視
- (5) 質の向上と改善に資する評価
- (6) ピア・レビューによる評価
- (7) 国際的な質保証動向の参照

3 高等専門学校評価基準の構成

高等専門学校評価基準は、「領域1 教育の内部質保証システム」「領域2 教育組織及び教員・教育支援者等」「領域3 学習環境及び学生支援等」「領域4 財務基盤及び管理運営」「領域5 準学士課程の教育活動の状況」「領域6 専攻科課程の教育活動の状況」により構成されています。

特に内部質保証システムに強く関連する基準を重点評価項目としています。

また、教育研究活動等の状況を分析するため、基準ごとに「観点」を、さらにその下に項目を設けています。

4 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価の実施に当たっては、国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会を設置し、その下に、評価対象高等専門学校の状況に応じて評価部会を編成します。

(2) 評価担当者に対する研修

評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に評価を進められるように、高等専門学校評価の目的、内容及び評価方法等について理解を深めるための研修を実施します。

高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等

1. 専門委員の活動内容及び活動予定

(1) 活動内容

専門委員は、高等専門学校機関別認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に、当該評価に関する専門の事項を調査するために置かれる委員です。

専門委員は評価委員会委員とともに、評価の対象となる高等専門学校（以下、「評価対象高等専門学校」という。）ごとの状況を調査する評価部会、あるいは、特定の専門事項を調査する専門部会に属し、各評価対象高等専門学校から提出される自己評価書を分析する書面調査及び各評価対象高等専門学校への訪問調査を行い、その結果を踏まえ、評価結果（原案）を作成することとなります。

なお、専門委員の任期は、専門事項の調査が終了するまでとなります（3月末を予定）。

ただし、再任を妨げるものではありません。

(2) 活動予定（令和7年度実施分）

1) 研修及び評価部会の開催（令和7年6月頃）

共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、高等専門学校評価の目的、内容及び方法等について研修を行います。また、評価部会において評価チーム及び担当高等専門学校を決定します。

2) 書面調査及び評価部会の開催（令和7年7月～9月頃）

各部会において、それぞれ担当する評価対象高等専門学校から提出された自己評価書の分析・調査を行います。評価部会に属する専門委員は1人当たり原則2～3高等専門学校、専門部会に属する専門委員は1人当たり最大10高等専門学校の自己評価書のうち当該専門事項に関する分析・調査を担当します。また、8月頃に評価部会において、各委員の分析・調査結果を取りまとめ、書面調査段階による分析結果を作成するとともに、訪問調査時の調査内容の検討・整理を行います。

3) 訪問調査（令和7年10月～12月頃）

担当する各評価対象高等専門学校への訪問、及びWeb会議システムを利用した面談による意見聴取によって、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして当該高等専門学校の状況を調査するとともに、評価対象高等専門学校にその調査結果を伝えます。

4) 評価結果（原案）の作成及び評価部会の開催（令和7年12月頃）

評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価結果（原案）を検討・作成します。

5) 意見の申立てへの対応（令和8年2月下旬頃）

評価結果（案）を評価対象高等専門学校に通知し、その案に対して、意見の申立てがあった場合には、ご意見等を伺う場合があります。（最終的な評価結果は評価委員会において再度審議を行った上で確定します。）

※日程及び実施方法等は、審議状況や評価作業状況等により変更されることがあります。

※対象高等専門学校ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編成します。

※評価部会の開催時間は2～3時間程度を予定しています。

2. 旅費及び謝金の支給

上記の活動に伴う旅費及び謝金を当機構の規程に基づきお支払いいたします。

高等専門学校機関別認証評価のスケジュール

※下記スケジュールは目安であって、毎年度決定します。また、評価作業の進捗状況により変更が生じることがあります。

	機構	対象校
評価実施前々年度		定期的な自己点検・評価及びその結果に基づく改善の実施
	6月～9月	高等専門学校機関別認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会
評価実施前年度	9月	評価の申請受付
		評価の申請
評価実施年度	4月	評価手数料の連絡
	5月	
	6月	自己評価書等の提出、評価手数料の納入
	7月	面談対象者等の選定
	8月	書面調査
	9月	<p>【9月頃までに対象校に送付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」 ○ Web アンケート（面談対象者等に送付）
		<p>【指定する期限までに提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「訪問調査時の確認事項」への補足説明、資料・データ等収集 ○ 教育現場の視察及び学習環境の状況調査の経路設定 ○ 面談対象者等から Web アンケートへの回答
	10月	<p>【訪問調査】（現地へ訪問及び Web 会議システムにより実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「訪問調査時の確認事項」への回答の確認 ○ 教育現場・学習環境等の調査、面談による意見聴取
	11月	
	12月	評価結果（原案）の作成
	1月	<p>【高等専門学校機関別認証評価委員会】</p> <p>評価結果（案）を対象校に通知</p>
	2月	意見の申立てへの対応、評価結果の確定・公表
3月		
翌年度以降		定期的な自己点検・評価、改善の実施
	6月	対応状況の報告
	7月	対応状況の報告の調査等

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則

平成16年4月1日

規則第10号

最終改正 令和元年5月24日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第16条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第2条 運営規則第16条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第16条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、評価事業部評価支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日）

この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月24日）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会運営内規

平成16年5月13日
高等専門学校機関別認証評価委員会決定
最終改正：令和3年10月15日

(総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(評価部会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる高等専門学校（以下「評価対象校」という。）ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。

- 2 当該部会に属すべき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第16条第3項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第4項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

- 2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営小委員会)

第4条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

- 2 当該会議に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
- 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、評価対象校からの意見の申立てのうち、高等専門学校評価基準に適合していないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行うため、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 3 審査会に会長を置き、審査会に属する専門委員の互選により選任する。
- 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
- 5 審査会に副会長を置き、審査会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、緊急その他やむを得ない理由により評価部会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要

を記載した書面を委員及び専門委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって評価部会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

6 前各項の規定は、専門部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」、「運営小委員会」、「審査会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」、審査会においては「会長」と、「委員及び専門委員」とあるのは審査会においては「専門委員」と読み替えるものとする。

第7条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する高等専門学校に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象校の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象校等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月24日)

この内規は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月15日)

この内規は、令和3年10月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会 運営内規第7条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲について(申合せ)

平成16年5月13日
高等専門学校機関別認証評価委員会決定
最終改正：平成28年3月31日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会運営内規（以下「内規」という。）第9条の規定に基づき、内規第7条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象校に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象校に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象校に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象校の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該高等専門学校を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の高等専門学校又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。